

## 2 自動車運転免許制度の改正 (道路交通法の改正)

### 準中型免許の新設 平成29年3月12日施行

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。



#### ① 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。\*普通免許は最短15日で取得可能

#### ② 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークをつけなければなりません。

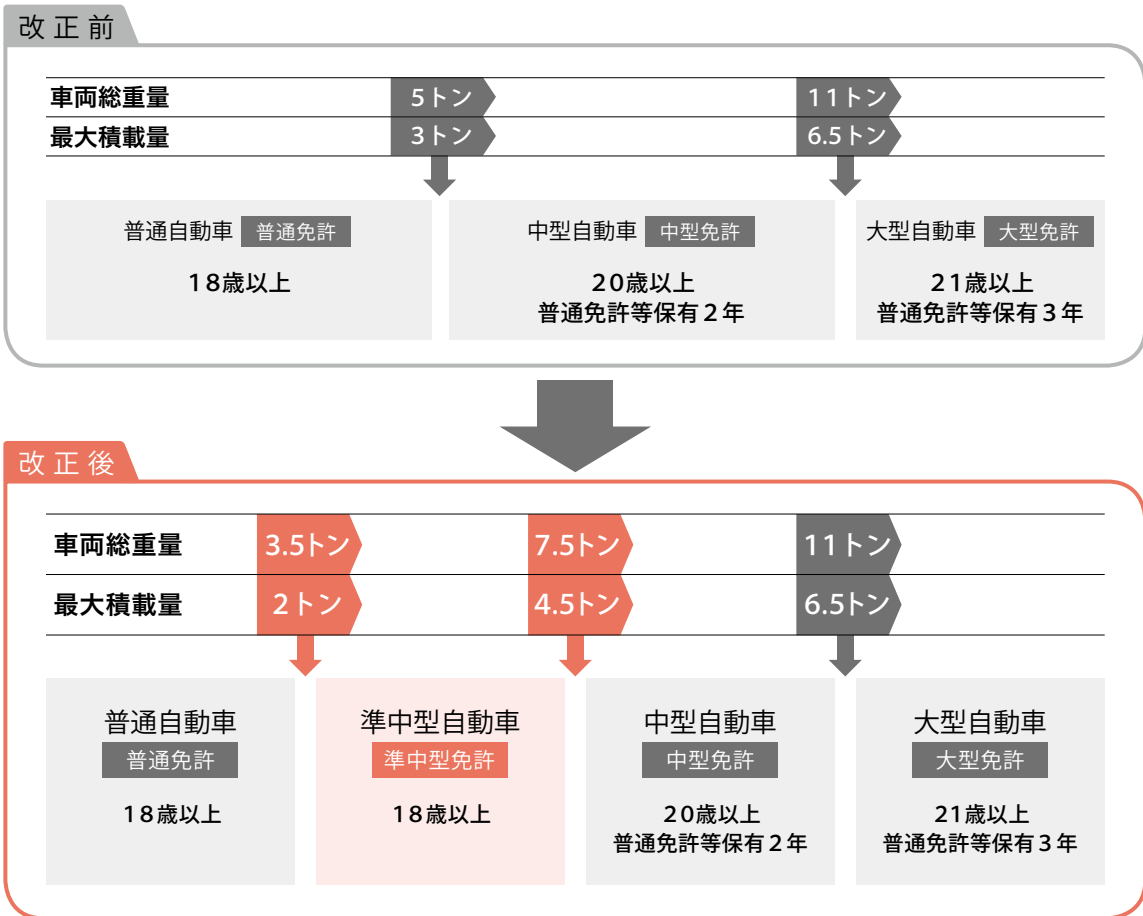
初心者マーク



#### ③ すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査\*に合格すれば、車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能になります。

\*審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査または運転免許試験場での技術審査等のいずれかになります。



## 運転免許の種類

運転免許の種類に応じて運転できる自動車、原動機付自転車は次の表のとおりです。

運転できる自動車 原動機付 自転車	大型自動車	中型自動車	準中型自動車	普通自動車	大型特殊自動車	大型自動二輪車	普通自動二輪車	小型特殊自動車	原動機付自転車
免許の種類									
大型免許	●	●	●	●				●	●
中型免許		●	●	●				●	●
準中型免許			●	●				●	●
普通免許				●				●	●
大型特殊免許					●			●	●
大型二輪免許						●	●	●	●
普通二輪免許							●	●	●
小型特殊免許								●	
原付免許									●

## けん引免許

大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車のいずれかでほかの車をけん引するときは、けん引する自動車の種類に応じた免許のほか、けん引免許が必要です。しかし、車の総重量(人や荷物をのせた状態での車全体の重さ)が750Kg以下の車をけん引するときや故障車をロープ、クレーンなどでけん引するときは、けん引免許はいりません。

## 乗車と積載

- 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。また、定められた乗車定員(運転者を含みます。)や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけません。
- (1)の場合であっても、荷物の見張りのため必要最小限度の人を乗せるときや出発地の警察署長の許可を受けたときは別です。
- 自動車に人や荷物をのせるときには、運転の妨げになったり、自動車の安定が悪くなったり、外から方向指示器、ナンバープレート、ブレーキ灯、尾灯などが見えにくくなったりするようなせ方をしてはいけません。
- 運転者は、人が転落したり、荷物が転落、飛散したりしないようにドアを確実に閉め、ロープやシートを使って荷物を確実に積まなければなりません。また、荷物が転落、飛散してしまったときは、速やかにその物を除去するなど必要な措置をとらなければなりません。その場合には後続車などに十分注意しましょう。
- 危険物を運搬するときは、包装、積載などを確実にし、危険物を運搬中であることを示す標示板などを掲げるようにし、また、駐車するときは、危険な場所をさけ、危険物を見張りましょう。

大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車	
乗車定員	自動車検査証が軽自動車届出済証に記載されている乗車定員(ミニカー*と特定の構造の農業用薬剤散布車*にあつては1人(特定の構造の農業用薬剤散布車*で運転者用以外の座席があるものは2人))
積載物の重量	自動車検査証が軽自動車届出済証に記載されている最大積載量(ミニカー*にあつては30Kg、特定の構造の農業用薬剤散布車*にあつては1,500kg)
積載物の大きさ と積載の方法	積載にあつては、車体の前後から自動車の長さの1/10の長さを超えてはみ出さないこと。車体の左右からはみ出さないこと。 <p>自動車の長さ×1.1以下 自動車の幅以下 3.8m以下</p> <p>三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては、高さ2.5m以下。その他の自動車で公安委員会が定めるものにあつては3.8m以上4.1mを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ。</p>